

2005年6月22日

金融審議会第一部会 中間整理(議論のたたき台)に関する意見

外国損害保険会社協議会議長
羽田 幸善

去る5月27日の第一部会に提案された中間整理(議論のたたき台)について、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 投資サービス法(仮称)のコンセプト・方向性

中間整理を見ると、第一部会は投資サービスにおける投資家保護のあり方や資本市場を巡る法制全般についても審議検討し、資本市場におけるルールの再検討やその実効性確保のためのエンフォースメント強化が急務・「金融商品販売法」を投資サービス法に統合すべき・投資サービス法を業態に係わらず投資商品の販売等に関する一般法にすべき、といった方向性が示されております。

このコンセプトや一般法といった方向性は好ましいものと考えます。

2. 監督省庁横断的一般法(ルール)

第一部会の資料によれば、諸外国では証券、先物、集団投資スキーム等を横断的にカバーする利用者保護ルールが登場し、我が国でも縦割り業法の横断化をすべきと示されております。

しかし、金融庁所管の縦割り業法の横断化だけでなく、いわゆる制度共済や簡保・郵貯を含め投資商品であればその全てについて、利用者保護の横断的ルールを制定することが肝要かつ急務と考えます。

3. 一般法としての投資サービス法(仮称)の適用範囲

監督局保険課において保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームが設けられ、募集時における説明のあり方・「適合性原則」・比較広告について議論を進め、明年中頃に一定の結論を得ることになっております。

このようななかで、第一部会でほとんど検討が行なわれていない自動車保険・火災保険・海外旅行保険その他の損害保険商品および非投資性生命保険商品の販売勧誘ルールについては、第一部会における議論を欠いたまま、かつ上記チームでの検討との整合性を欠いたまま、一般法としての投資サービス法(仮称)に含めるのは適当ではないと考えます。

投資商品ではない損害保険商品および生命保険商品の販売勧誘ルールについては、上記検討チームの検討結果をふまえ、かつ簡保およびJA共済等のいわゆる制度共済の販売勧誘ルールを含めて、消費者・販売者の意見を聞きつつ別途審議検討の場を設けるべきと考えます。

4. 販売・勧誘に係わるテクノロジーの進歩

テクノロジーの進歩により、現在行なわれていない販売・勧誘方式が出現することも予想できます。

こういった中でも投資家の保護が必要なことは言うまでもありませんが、新たな販売・勧誘方式の創意工夫に制限を加えることがないよう十分な配慮をすべきと思います。

5. 投資サービス提供者に係わる自主規制ルール(協会ルール)の統一化

投資サービス提供者に対して複数の自主規制ルールが適用される現状を改め、統一的なルールを適用することが投資サービス提供者・投資家(利用者)双方から見て好ましいことと考えます。

以上